

標準旅行業約款（受注型企画旅行契約）

第1章 総 则

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部での「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ装置、テレックス又は電話（以下「電子計算機端末」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電子通算回線を通じて送信する方法により行うものとをいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は仮払債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内部）

3 第3条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

4 第4条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配をして行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

（企画書面の交付）

第5条 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があつたときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に開する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の額を明示することができます。

（契約の申込み）

6 第6条 前第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 前条第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取扱料金としては旅券料約の一部として取り扱います。

4 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出してください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約締結の拒否）

7 第7条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

（2）通借契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（3）旅行者が、暴力團員、暴力團構成員、暴力團関係者、暴力團団關係企業又は總会屋等その他の暴力團の勢力であると認められるとき。

（4）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに類する行為を行ったとき。

（5）旅行者が、風説を流す、偽報を用いて若しくは暴力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（6）その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

8 第8条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通借契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当社契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）

9 第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、第18条第1項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。

3 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第1項の企画書面に記載するところによります。

（確定書面）

10 第10条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な選送機関の名称を限定して列挙した上、当該契約書面交付後、旅行開始前の日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目）に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合には、（旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第1項の確定書面を交付した場合は、前条第3項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

（情報伝達の技術を利用する方法）

11 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報伝達の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通借機器に備えられたファイルに記載されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用による通借機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通借機器に備えられたファイル（車両当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行代金の支渡し）

12 第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

13 第13条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ運送やかに關し得ないものである理由及び當該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）

14 第14条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超過して増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、運賃料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならぬ費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。

5 当社は、受注型企画旅行の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

（旅行者の交換）

15 第15条 同様に当社に受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めるときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解除権）

16 第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通借契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への捺印による支払いを受けます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。

（1）当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が別表第2上欄〔左欄〕に掲載するその他の重要なものであるときには限りません。

平成26年7月1日 消費者庁長官・観光庁長官認可

へ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

（2）第13条第1項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び第16条第1項までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る變更

2 当社が支払うべき更替料金の額は、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める料率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき支払うべき更替料金の額が1,000円未満であるときは、当社は、更替料金を支払いません。

3 当社が第1項の規定に基づく变更料金を支払った後に、当該変更について当社に第28条第1項の規定に基づく賃貸を発生するが明らかになつた場合には、当社は、同項の規定に基づき当該賃貸金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当該賃貸金を支払います。

（旅行者の責任）

（3）旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとなった部分の契約を解除することができます。

4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべく金額を支払うべき理由がないときは、当該旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を当社が支払うべき理由を除すべく旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を差し引いた額を旅行者に払い戻します。

（当社の解雇権）

（4）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（5）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（6）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（7）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（8）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（9）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（10）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（11）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（12）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（13）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。

（14）当社は、旅行開始後において、当該旅行者の責によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができないとした部分の契約を解除することができます。